

・正平一年・長享三年の検注帳であって、年次を隔てた複数の検注帳が一つの庄園で現存する例は他にはない。

Ⅵ、六箇七郷

これは、高野山の鎮守社である天野社領であって、広義の高野山領である。その名の如く、天野を中心とする、六個乃至七個の郷の集まりである。或る意味で最も古くからの高野山領であり、天野社家や坂上氏等の有力な土豪の拠点でありながら他の寺領ほどには取り上げられなかったが、史料の引用が便利になったので研究の進展が期待される。

次に、全章を通じてのことに關してだが、当町史では、町域外の文書だけではなく、在地に残されたものの調査も行なっている。Ⅱには『短野区文書』、Ⅲには『滝区文書』Ⅵには、天野社家であった、丹生一磨・丹生広良両氏の文書が収録されている。これらはいずれも『和歌山県史』には収められてはいない。また、文書以外では、伝来の確かなものでは最古の、町域内で発見された応永三年の銘入りの枡の写真が入っている。

以上、複雑な紹介となったが、史料の膨

大さにも関わらず、可能な限りの収録をされた編集委員会の方々の努力に、少しでも敬意を払うような記述となっていれば幸いである。だが、それにしても、史料の豊富な和歌山県（特に紀北）で、町単位に自治体史の編纂を行なうことには種々の限界があると思われる、もっと広域的な企画ができないものであろうかと思われる。

(B5版 一二二六頁 一九八三年九月
つらぎ町 四八〇〇円)

(平瀬直樹 京都大学院生)

大阪市史料第十一輯

若林喜三郎編

『北浜二丁目

戸長文書』

この本は、明治のはじめ、大阪北浜二丁目の戸長であった木田庄之助家の旧蔵文書（現在、奈良女子大学所蔵）のうち、戸長取扱い文書の主要なものを抄録、編集したものである。

木田家はもと堺屋と称し、幕末・維新期の当主であった庄之助は、旧来の金貸業の

ほかに江戸向け紙問屋・船問屋を経営、さらに九店重積問屋（江戸向け主要商品の問屋組合、いわば二十四組問屋の後身）の総代としても活躍した人物である。一八七七（明治一〇）年ごろからは、紙・海運関係の仕事から遠ざかり、貸家業や金貸業をもつばらにしていた。

木田庄之助は、こうした家業のかたわら、前任戸長が金策にゆきづまり出奔したあとをうけて、一八七三（明治六）七月、従来の勘定改役から戸長に拔擢され、約三年間その役をつとめ、その後、一八八〇（明治一三）年には、区の勘定方を一時つとめたこともあった。

この木田家に伝えられた文書は、その後どういう経緯をへたかは不明であるが、一九五二、三（昭和二十七、八）年ごろ、京都三条の京阪書房の店頭にあらわれた。それを奈良女子大学文学部（地理学）の辻田右左男先生が目にとめられ、早速、奈良女子大学に一括購入され、その後ずっと同大学文学部史学研究室に保存されてきた。

未整理のままであったこの文書は、一九七〇（昭和四五）年四月、金沢大学から奈良女子大学に転任された若林喜三郎先生の

注目されるところとなり、その後、若林先生の指導のもとに鋭意整理された。そしてすでにその海運関係史料は、『統海事史料叢書』の第五巻から第七巻までの三冊として公刊されている。

この『北浜二丁目戸長文書』は、若林喜三郎先生によって、整理・公刊された木田庄之助家旧蔵文書の掉尾を飾るものである。

*

さて、明治の戸長文書は、農村地域ではかならずしもめづらしいものではない。旧藩時代の村役人層が、明治以降も地主層としてそのまま村に残り、その所蔵文書が数多く保存されている場合が少なからずあり、そのなかに戸長時代の文書も、個人または区有文書として現在まで残っていることがあるからである。

しかし、それに反し、市街地地域では住民の隆替・移住が激しく、また行政区画が頻繁に改正されていることもあって、戸長時代の文書の散逸はいちじるしい。また、第二次世界大戦下の空襲によって烏有に帰したのも多いと思われ、現在、ほとんど姿を消してしまっているのが一般的な状況である。したがって、戦後さかんに行なわ

れている地方史の編纂事業においても、市街地の戸長時代の文書が刊行されるという例はあまりない。

こういう史料の残存状況を考えれば、この『北浜二丁目戸長文書』は、大変貴重なものといわなければならない。

しかも、木田庄之助の戸長在任期間は一八七三（明治六）年から約三年間であり、この時期は日本全体からいえばまさに文明開化のはじまったころであり、一方、大阪にとつては経済的な衰退と低迷に直面したという特異な時代であった。こうした時期に、大阪の産業・経済の中心ともいうべき北浜界隈の住民が、どのように悪戦苦闘しながら生きつづけたか、明治維新という大変革期の表舞台に登場する派手な人物や事件とはちがった日常市井の人びとの生活記録というものであるだけに、本書に政録されている史料は、きわめて興味深いものである。

*

木田家旧蔵文書中、戸長時代の文書は、住民の提出した願書・届書などの原本と、それを写し留めた「御用留」のような写本に大別される。本書では、そのうち主要な

ものをできるだけ収載するようにつとめている。ただ紙数の関係から、適宜、省略や簡略化されているものもある。

内容はつぎの一八の群に分類されていて、各群のはじめに簡単に解説がほどこされている。

- | | |
|----------------|-----------|
| 一、住民構成調簿 | 二、町用記抄 |
| 三、町制と租税 | 四、家族と戸籍 |
| 五、徴兵と学校 | 六、土地と家屋 |
| 七、旧藩債処分 | |
| 八、井沢戸長失踪一件 | |
| 九、生産と諸営業 | 一〇、金融と貸借 |
| 一一、諸営業に関する訴訟文書 | |
| 一二、交通と運搬 | 一三、旅行と宿泊 |
| 一四、寄留 | 一五、築港募金事業 |
| 一六、病災と死亡 | 一七、犯罪と刑罰 |
| 一八、世相一般 | |
- つぎに内容について、特徴的なことをごく簡単に紹介しておきたい。
- 一は、この史料集の舞台である北浜二丁目の一八七二（明治）五年のいわば住民台帳ともいべきもので、最も基本的な史料である。総計一九八戸のうち一八五戸分が掲載されており、家ごとに屋号・職業をはじめ家族各員の年齢と相続・婚姻・分家・

奉公などの移動状況が略記されていて、当時の町の概況を知ることができる。四は、

戸長文書には多い戸籍関係の書類であるが、ここで注目されるのは「青籍」という問題である。何らかの縁故をもって、よるべき老幼を某の籍にいれることであるが、これは不況による戸口の流動化を防ぐために新設されたものらしく、この時代の大阪の世相をあらわして興味深い。

七は、明治初年の大阪が被った「経済的地盤沈下」の原因のひとつである旧藩債の処分に、大阪商人がどのように対処したかを物語る史料である。八には、西洋小間物商であった元戸長の家財整理の記録などもおさめられているが、こうした記録から当時の文明開化の様子を知ることができる。

また、九からは、産業の近代化への動きがうかがわれ、築港募金という、当時大阪の最大の事業にかかわる一五の史料とともに、近代大阪の胎動の一端をすることができ

る。総じて、この史料集から、われわれは明治維新期の大阪商人の生態を、さまざまな角度から考えることができ、将来、『大阪市史』が新たに書かれるときには、貴重な史料となるばかりか、この時期の都市の生

活史、社会史の研究に、貴重な糧を得ることができよう。

最後に、出版にこぎつけられた関係者の方々に、敬意を表し謝辞を申し上げて、この紹介の筆をおくことにする。

(一九八四・昭和五九年二月 大阪市史料調査会：大阪市西区北堀江四丁目三ノ三 大阪
市立中央図書館内：発行 A5判 一九五ペ
ーシ 実費頒布 一八〇〇円 送料二八〇円)
(中塚明 奈良女子大学教授)

訂正

本誌第六七巻第一号の表紙中に誤りがありますので、ここに深くお詫び申し上げますとともに、謹んで訂正させていただきます。

誤 正

竹中享→竹中亨
1984 → 1982

『史林』投稿規定

本誌の投稿規定は次の通りです。

◇資格 本会会員であること

◇投稿受付原稿の種類、長さなど

◇研究論文・研究ノート

四〇〇字詰五〇枚程度

研究論文には四〇〇字以内の「要約」

と、「英文要約」を添付のこと(研究ノートには両方とも不用)

註は原則として各章末に入れること

◇学会動向・批判と反省

四〇〇字詰三〇枚以内

◇書評 四〇〇字詰二〇枚以内

◇紹介 四〇〇字詰三枚程度

◇送先 史林編集委員会

〒六〇六 京都市左京区吉田本町

京都大学文学部内